

令和4年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和4年6月22日（水）

午前9：30～10：05

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

日程第1 諮問事項について

農地台帳の電子化について

【担当：農業委員会事務局農業振興室】

【概要】

農地台帳を電子化し、市内農地や農家等の情報を適正に管理する他、法に基づく住基情報及び固定資産税情報との照合や、国のシステムとの情報連携を行うためのデータ作成を行う。

よって、個人情報保護条例第11条の規定に基づき、諮問するものである。

【質疑応答】

委：M-Netフォルダ経由でデータを統合型GISへ転送するが、個人情報が含まれているのか。

市：個人情報は含まれない。農地台帳ファイルには個人情報が含まれるが、そこから個人情報を除いた情報が統合型GISへ転送される。

委：国システムへの転送には個人情報は含まれるのか。

市：国システムへは農地台帳ファイルの内容が転送されるため、個人情報が含まれる。農地中間管理機構から国システムへ接続する場合は、専用回線を利用し、権限をもつ農地中間管理機構の職員のみが検索・閲覧を行っている。

委：従来は、農地中間管理機構への情報提供に個人情報は含まれていたのか。

市：個人情報は含まれていない。今回の電子化において、初めて個人情報を提供する。

委：その取扱いについて問題はないか。

市：同機構の国システムへの接続は専用回線を利用しており、守秘義務をもった職員が対応にあたるため、安全管理措置はとられていると判断している。

委：今回の電算化にあたり、一番の目的はなにか。

市：現在問題となっている「土地の遊休化」を解決するため、本市においても、農業に従事したいかたに対して、広く農地状況を提供していくことである。

委：その目的であれば、妥当だと思われる。また、システムサーバーはどこに

おくのか。

市：●●にサーバーを置く。

委：年1回固定資産課税台帳から取込を行うが、取り込む情報に税の滞納情報等は含まれるのか。

市：本事業に関係のない税の滞納などの情報は取り込まない。

委：統合型GISは市民へオープンにするのか。

市：しない。行政内部で職務上利用するもの。

委：農地台帳システムへ取り込んだ後の紙媒体の農地台帳の扱いはどうするのか。

市：現行のまま、永年保存する。

委：取り込んだものはシステム画面だけで処理するのか。システムから更に出力行を行い台帳化したりするか。

市：システムのみで処理をする。作業は農業振興室職員のみ限定する。

委：新たにシステム化するにあたり安全管理における規定を定めるべきである。

市：承知した。

(担当室退席後)

委：適切だと判断するが、セキュリティについての安全管理規定を定めるべきである。

事：本市の運用として、システムを新たに導入する際は、管理手順や実施手順を作成することとなっている。

委：従来、システムを利用していない部署が新規導入するため、情報管理部門から適切にサポートを得ること。

【答申】

適切であると判断する。

付帯意見：①システムの安全管理に関する規定等を作成すること

②システムの導入から運用において情報管理部門から適切に支援を受けること

日程第2 その他

なし